

令和6年度群馬県飼養衛生管理指導等計画

令和6年4月1日
群馬県公表

はじめに

- (1) 本計画は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。
- (3) 本計画は、飼養衛生管理基準の遵守の指導等を中心とはするものの、同基準の範囲に限定されるものではなく、衛生管理全般の指導等を実施する上での基本的な方向及び重要事項、実施計画等を示すものである。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 群馬県の畜産業の現状

- (1) 本県の畜産は、首都圏などの消費地に近い有利性と畜産物の需要の増加等を背景に順調な発展を続け、令和4年の農業産出額 2,473 億円のうち畜産は 1,215 億円で、全体の 49.1%を占める本県農業の基幹部門である。

(農林水産省 生産農業所得統計)

- (2) 令和5年2月1日現在の畜種ごとの飼養状況は、乳用牛の飼養戸数は 379 戸で、前年に比べ 33 戸減少し、飼養頭数は 32,900 頭で 700 頭減少した。1戸当たりの平均飼養頭数は、86.8 頭と前年に比べ 5.3 頭増加した。本県の生乳生産量は、平成10年以降、高齢化及び酪農家戸数、飼養頭数の減少の影響により、減少傾向にある。肉用牛の飼養戸数は 484 戸で、前年に比べ 18 戸減少し、飼養頭数は 57,400 頭で 100 頭増加した。1戸当たりの平均飼養頭数は、118.6 頭と前年に比べ 4.5 頭増加した。

豚の飼養戸数は 172 戸で、前年に比べ 13 戸減少し、飼養頭数は 593,700 頭で 11,100 頭減少した。1戸当たりの平均飼養頭数は 3,451.7 頭と前年に比べ 182.5 頭増加した。

採卵鶏(千羽以上)の飼養戸数は 52 戸で、前年に比べ 1 戸減少し、飼養羽数は 9,750 千羽で、489 千羽増加した。ブロイラーの飼養戸数は 25 戸で、前年に比べ 2 戸減少し、飼養羽数は 1,574 千羽で、12 千羽増加した。

(農林水産省 畜産統計調査)

- (3) 県内の畜産業においては、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、集約化による規模拡大が進んでいる状況である。
- (4) 家畜衛生に関しては、意識の高い農場における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、一部の農場においては、疾病発生予防の理解の不足、限られた労働力等から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される傾向にある。

- (5) 飼養衛生管理については、特に小規模経営においては、経営体ごとの飼養形態、リスク等に応じた対応が必要である。
- また、大規模経営においても、飼養頭数の増加に伴い、複数の衛生管理区域で飼養を行う事例が増加しており、そのような体制への対応が必要である。
- (6) 飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地（含む衛生管理区域）に出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている。
- 近年の関連事業者の規模拡大と広域化は、畜産業の生産性を向上させる一方で、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクも有している。
- (7) 県内の野生動物における疾病状況に関して、野生いのししでは豚熱の感染拡大が確認され、農場で野生動物を介したと思われる豚熱発生事案が起き、養豚業に対する大きな脅威となっている。野鳥では、糞便から鳥インフルエンザウイルスが検出される事例があり、渡り鳥が飛来するシーズンは養鶏業での感染リスクが特に高まる時期になる。加えて、畜種を問わず野生動物の生息域に畜舎が建設されている例があり、家畜への伝染性疾病の伝搬経路として野生動物対策が課題となっている。
- (8) (1)～(7)の認識を全ての関係者が共有し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概要

小規模経営では、後継者がいない場合、衛生設備への投資が困難であるとともに、飼養衛生管理にかかる作業負担の増加が課題となっている。

大規模経営では、家畜管理の経験のない者を雇用する事例や、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人を雇用する事例が増加しており、従業員の飼養衛生意識を向上させる必要がある。

なお、一部の家畜の所有者においては、家畜保健衛生所の立入りに対して、伝染性疾病の侵入リスクと捉える状況が認められている。

飼養衛生管理の指導者については、産業動物獣医師の高齢化が進んでおり、疾病ごとの症状の特徴、病原体の生存性、適正な消毒薬の使用法といった獣医学的知見に加え、適切な飼養衛生管理、疾病の治療、予防等の経験を必要とする技術について、次の世代への継承が急務である。また、家畜保健衛生所の常勤獣医師の採用が募集人数に満たない状況があり、若手職員の確保及び人員に見合った業務の見直しが課題である。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヨーネ病は毎年発生が確認され、近年は年間10頭程度発生。 ・ 牛ブルセラ症、結核及び牛海綿状脳症（以降「BSE」という。）は近年県内で発生はない。 ・ 牛伝染性リンパ腫は毎年発生している。 ・ 牛ウイルス性下痢については、毎年持続感染牛が摘発されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヨーネ病は県外導入牛での発生が散見されており、継続的な検査と感染牛の摘発、淘汰が必要。 ・ 乳牛を中心とした清浄化にむけた取り組みが必要。 ・ 積極的な検査による持続感染牛の摘発、淘汰が必要。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豚熱は、令和元年10月以降県内での野生イノシシの感染が拡大しており、養豚場においては、令和2年度に1例、令和3年度に4例、令和4年度に4例発生している。 ・ 豚流行性下痢（以下「PED」という。）は、令和3年4月以来県内での発生はない。 ・ オーエスキー病は、平成30年度に県内全域で清浄化を達成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生いのししから家畜への豚熱の感染を防ぐため、適切なワクチン接種の継続が必要。また、野生いのししを含む野生動物の侵入防止が重要。 ・ 発生予防・まん延防止のため、早期の発見と通報、適切な消毒、初動防疫体制の構築、養豚関係車両の交差汚染防止、適正なワクチン接種の徹底・強化が必要。 ・ 全県でワクチン接種を中止。清浄性確認検査、衛生管理の徹底による病原体の侵入防止対策を継続。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥インフルエンザは、県内の農場において令和4年度に3例、令和5年度に1例発生している。 ・ マレック病の発生が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴求による情報収集と早期発見・通報の徹底、モニタリング検査による監視体制を継続。また、野生動物の鶏舎への侵入防止対策が重要。 ・ 他県への情報提供、注意喚起が必要。

(3) 各主体における課題

県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する。各主体は、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組む。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、立入検査を実施し改善するよう指導する。また、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保し、疾病発生時の対応の周知に努めるとともに、家畜の伝染性疾病の発生を想定した訓練を行う。

特に、野生動物への対策については、県、市町村及び関係団体が地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、野生動物由来の病原体の拡散を防止するため、登山者に対して靴底についてウイルスを拡散させないように看板を設置する、登山口に靴底消毒ができるように消石灰を設置する等の適切な対策を推進する。また、家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草やその他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎、飼料倉庫及び堆肥舎等の衛生管理区域内に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策指導を行う。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 飼養衛生管理者は、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルに基づき、飼養する家畜の飼養衛生管理について、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有する。県は、当該自己点検及び結果の共有が円滑に行われるよう飼養衛生管理者に対して農場従事者へ伝えるよう指示する。
- (2) 県は、原則として3年間の計画期間中に、県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの飼養農場数、飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。
- (3) 県は、毎年、飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が示す様式を使用し、前年度指導を要した農場について優先的に確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、県は、自己点検の方法についても、必要な助言等を行う。
- (4) 県は、(3)の確認に際し、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うこととする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りをを行う。

(5) 県は、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等による情報収集を行おうとする場合は、併せて市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等に対して、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施することとする。

なお、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等は、(4)の情報収集の際、飼養衛生管理者に対して、自己点検の方法等について、国又は県が作成するパンフレット等の必要な案内、進言等を行うことができる。

(6) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、(2)により公表した優先事項等に即して、計画的に実施するよう努める。なお、(3)及び(4)の結果、家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、優先事項等を変更する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

1 飼養衛生管理基準に係る農場への立入検査の方針

牛、豚、鶏飼養農場を対象に、前年指導を要した農場について優先的に立入検査を行う。また、家畜防疫員に任命した民間獣医師の活用等により、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認に努める。

2 牛

法第5条に基づくヨーネ病の定期検査については、同法施行規則第9条において少なくとも5年に1回検査することとされている。群馬県では、今まで4年に1回の検査期間で、搾乳目的の乳牛、種付け用の雄牛及びこれらと同一施設で飼育している牛並びに繁殖の用に供し又は供する目的で飼育している肉用雌牛を対象に実施している。

定期検査以外のヨーネ病検査は、「群馬県ヨーネ病防疫対策実施要領」に基づき、県外導入牛、共進会出品牛及び発生農場の清浄性確認について、県下一円で対象牛全頭を検査する。

ヨーネ病対策については、抗体検査と遺伝子検査による抗原検索を実施し、清浄化を推進する。

アカバネ病等のアルボウイルス感染症については、発生予察のための抗体検査の実施と異常産の発生状況の把握に努め、流行兆候の早期把握とこれに基づく適切なワクチン接種を推進する。

BSEについては、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、月齢に関わらずBSE特定症状を呈する又は特定症状以外のBSEが否定できない症状を呈する牛の検査を実施し、現在の防疫体制の有効性を検証する。

牛伝染性リンパ腫については、放牧牛及び放牧予定牛について抗体検査を実施し、放牧によるまん延防止を図る。

牛ウイルス性下痢については、導入牛を対象に抗原検査を実施し、持続感染牛の摘発、淘汰による清浄化を推進する。また、放牧牛及び放牧予定牛について抗原検査を実施し、放牧によるまん延防止対策を行うとともにワクチン接種の推進を図る。さらに、定期的なローリー乳、バルク乳を用いた遺伝子検査、スポットテスト等によるスクリーニング検査を実施し、持続感染牛の摘発、淘汰による清浄化を推進する。

3 豚

豚熱については、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、異常豚の早期発見、早期通報の徹底と迅速な検査体制を強化する。また、発生時に備え、迅速かつ的確な初動対応のための危機管理体制を構築する。

豚への豚熱ワクチン接種については、県のワクチン接種プログラムに基づき県内全養豚場の接種を継続する。

ワクチン接種の有効性を確認するため、全ての接種農場で6か月毎に抗体検査を実施し、免疫付与状況を確認する。

市町村及び猟友会へ協力を依頼し、捕獲野生いのしし年間 1,200 頭及び死亡野生いのししの遺伝子検査並びに捕獲野生いのししの抗体検査を実施して県内の野生いのししにおける浸潤状況を調査する。

オーエスキー病については、出荷豚を中心とする抗体検査により清浄性の確認を行うとともに清浄性維持を図る。また、市町村及び猟友会へ協力を依頼し、捕獲野生いのしし年間 100 頭について抗体検査を実施して県内の野生いのししにおける浸潤状況を調査する。

豚繁殖・呼吸障害症候群、豚サルモネラ症、豚萎縮性鼻炎等の慢性疾病については、発生状況や浸潤状況を把握するための検査を実施し、日常の衛生対策の強化やワクチン接種の徹底により発生予防とまん延防止を図る。

PEDについては、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」に基づき、日頃からの飼養衛生管理の徹底と適切なワクチン接種による発生予防及びまん延防止を図る。

4 鶏

鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」及び、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」に基づくモニタリング検査を 100 羽以上の家きん飼養農場から県内 15 農場を選定して実施し、同時に全農場で飼養衛生管理状況について点検し、指導する。

法第 52 条に基づく異常家きんに関する報告徴求は、100 羽以上の全ての家きん飼養農場に対して毎週 1 回実施することとし、異常家きんの早期発見と早期通報の徹底を図る。

鳥インフルエンザを疑う症例においては、迅速な病性鑑定を実施する。また、防疫演習等を開催し事前対応型防疫体制の強化を図る。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等		実施の方法
牛	・家畜の所有者の責務の徹底	県内全域	計画期間内	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任 ・全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱のワクチン接種 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎外での病原体による汚染防止 ・PEDの発生防止 	県内全域 県内全域 県内全域 中部地域 東部地域	計画期間内 計画期間内 計画期間内 計画期間内	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な豚熱のワクチン接種 ・衛生管理区域境界の柵の点検、畜舎等の防鳥ネット等の点検 ・畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導等を行う ・早期の発見と通報、適切な消毒、初動防疫体制の構築、養豚関係車両の交差汚染防止、適正なワクチン接種
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎等への野生動物の侵入防止 ・異常の早期発見、通報 ・鳥インフルエンザのモニタリング ・飼養者に対する一斉点検 	県内全域 県内全域 県内全域 県内全域	計画期間内 計画期間内 計画期間内 計画期間内	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏舎等の防鳥ネットの設置、鶏舎の損傷部位の補修 ・週1回の報告徴求による情報収集と早期発見・通報の徹底 ・モニタリング検査による監視体制の強化 ・10月までに農場への立入検査を実施

2 各年度の優先事項等

- (1) 牛については、家畜の所有者が、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築するよう指導等を行う。指導は家畜保健衛生所の定期の立入検査に合わせて実施する。立入検査は計画期間内に1回以上実施する。

飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿って図示する事や、更衣・消毒ができているかを事後確認することができるよう、入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定するよう指導等を行う。

- (2) 豚については、県内の各地域における野生いのししで豚熱の感染が確認されており、野生いのしし由来の豚熱ウイルスを飼養豚に感染させないため、県内全域の全養豚農場における豚熱ワクチンの適期接種を継続する。

令和2年度に豚熱の発生を受け、飼養衛生管理基準について緊急一斉点検を実施したところ、防鳥ネット未設置、衛生管理区域内の整理整頓と消毒の不備が多かった。

このことを受け、令和3年度以降全ての養豚場について、2か月に1回を目途として防護柵の定期的な点検、破損状況の確認、修繕等の指導を行い、衛生管理区域内への野生いのししの侵入を防止する。併せて、防鳥ネットその他設備の定期的な点検、破損状況の確認、修繕の指導を行い、畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への野生動物の侵入を防止する。

また、全ての豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対して、3か月に一度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行うことを指導する。

大規模農場（1万頭以上飼養）において、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化した、発生時の対応計画を策定することを指導する。

その他の優先事項として、PEDのまん延防止対策を、計画期間を通じて実施する。具体的には、PEDを疑う症状の早期の発見と通報、養豚農場及び養豚関連施設における適切な消毒、養豚関係車両の交差汚染防止及び適正なワクチン接種を指導する。

飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿って図示する事や、更衣・消毒ができているかを事後確認することができるよう、入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定するよう指導等を行う。

- (3) 鶏については、令和4年シーズンに国内の農場で高病原性鳥インフルエンザが連続発生し、当県においても令和5年1月に3農場において発生があった。令和5年シーズンにおいても令和6年1月に県内の1農場で発生があったほか、近県農場での発生が確認されており、また、野鳥での検出事例も相次いでいる。そのため、下記の事項について引き続き指導を行う。

- ①家きん舎の数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。
- ②飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿って図示する事や、更衣・消毒ができているかを事後確認することができるよう、入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定する。
- ③ウインドレスの家きん舎であっても、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するため、カバーやシャッターの設置等の対策を行うこと及びそれらの日常の点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアル等に記載する。
- ④鶏舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる2cm以下の網目の防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう重点的に指導する。指導は家畜保健衛生所の年1回の定期の立入検査に合わせて実施する。
- ⑤早期通報の基準（通例の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状）について具体的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理に携わる従業員などの関係者に周知し、認識を共有した上で実践すること。
- ⑥大規模農場（20万羽以上飼養）において、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化した、発生時の対応計画を策定する。
- ⑦高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、シーズン中は不遵守がなくなるまで毎月繰り返して行うこと。
また、週1回の報告徴求による情報収集と異常鶏の早期発見・通報の徹底及びモニタリング検査による監視体制の強化を重点的に指導し、鳥インフルエンザの早期摘発・まん延防止に万全を期す。

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- 1 県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等（例えば、CSFでは感染方法は直接接触、飛沫による感染、消毒薬は逆性石けん、病態は、発熱・食欲不振・便秘に次ぐ下痢、結膜炎）について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して家畜の所有者等に周知を図る。
- 2 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地を確保することとする。県は、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。
- 3 県は、家畜の所有者から農場の分割管理の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- 1 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的なものにするため、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。
- 2 県は、1の自主的措置に対して、国及び市町村と相互に連携を図りながら、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の家保職員や専門家の派遣を行う。
- 3 県は、国、市町村、生産者団体、獣医師会、農業共済、猟友会及び関連事業者等と相互に連携して、
 - (1) 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、県全体や各家保で1～2回実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
 - (2) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

- (1) 県は、民間獣医師の家畜防疫員への任命（県の会計年度任用職員）、修学資金の活用等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師や獣医師以外の県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師等の潜在的人材の活用等を通じ、家畜防疫員を確保する。
- (2) 県は、関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、これらの研修会等を積極的に開催するよう努める。

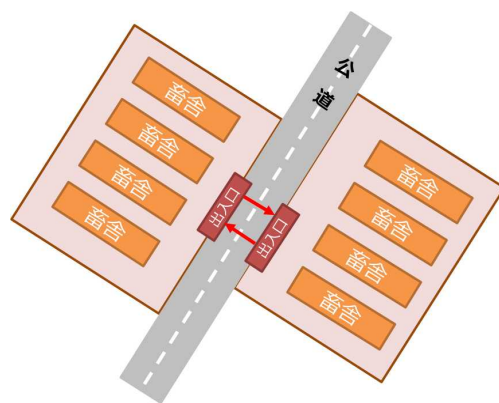
II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 県は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、(2) から (4) までにより選任指導を行う。
- (2) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。
なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能である。

- (3) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、右図のように衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、一人だけの選任も可能とする。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

【図：イメージ】



- (4) 県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

この際、飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないように、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ①海外及び国内（特に本県）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ②飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③県の指導計画の内容
- ④病性鑑定・と畜検査等で明らかとなった疾病と今後の対処方法
- ⑤その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 県は、必要に応じて、家畜の所有者の連絡先に対し、以下の情報を直接提供する。

- ①平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ②家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) 県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

県は、指導計画の策定及び見直しに当たって、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間指導スケジュール」という。）を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。

(2) 命令違反者の公表

県は、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表するとともに、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
群馬県協議会(仮)	群馬県農政部各課 各農業事務所 各市町村 各農業協同組合 配合飼料価格安定基金協会 公益社団法人群馬県畜産協会	令和2年度	群馬県畜産課	飼養衛生管理基準の遵守指導 農場バイオセキュリティの向上
関東甲信越北陸ブロック家畜衛生協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省動物衛生課 ・農林水産省畜産安全管理課 ・動物検疫所 ・動物医薬品検査所 ・関東農政局 ・北陸農政局 ・農研機構 動物衛生研究部門 ・山梨県畜産課 ・富山県農業技術課 ・茨城県畜産課 ・千葉県畜産課 ・長野県園芸畜産課 ・福井県中山間農業・畜産課 ・静岡県畜産振興課 ・群馬県畜産課 ・埼玉県畜産安全課 ・新潟県畜産課 ・石川県畜産振興・防疫対策課 ・栃木県畜産振興課 ・東京都食料安全課 ・神奈川県畜産課 		各都県	<ol style="list-style-type: none"> 1 各都県における家畜衛生上の課題について 2 国への質問・要望事項について
関東ブロック家畜保健衛生所長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省動物衛生課 ・動物検疫所 ・動物医薬品検査所 ・関東農政局 ・農研機構 動物衛生研究部門 ・茨城県畜産課 ・栃木県畜産振興課 		各都県	<ol style="list-style-type: none"> 1 統一課題(毎年決定) 2 各都県への照会事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県畜産課 ・埼玉県畜産安全課 ・千葉県畜産課 ・東京都食料安全課 ・神奈川県畜産課 			
群馬県豚熱経口ワクチン対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県農政部 ・群馬県環境森林部 ・群馬県県土整備部 ・群馬県中部農業事務所 ・群馬県西部農業事務所 ・群馬県吾妻農業事務所 ・群馬県利根沼田農業事務所 ・群馬県東部農業事務所 ・群馬県市長会 ・群馬県町村会 ・一般社団法人群馬県猟友会 ・群馬県農業協同組合中央会 ・公益社団法人群馬県畜産協会 	令和元年度	群馬県畜産課	<p>1 野生いのししへの豚熱経口ワクチンの散布に関する事。</p> <p>2 1に係る野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査に関する事</p>

県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、市町村と連携し、県協議会を設置するものとする。県協議会においては、関東甲信越北陸ブロック家畜衛生協議会における取組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。

- (1) 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等
- (2) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、人員及び資材の融通、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 県は、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、豚熱に加え、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) (1)の緊急点検の際、県は、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について全飼養衛生管理者に周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指導等計画の対象とする。
- (2) その際、県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設定、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について、具体的に指導等を行う。

令和6～8年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	・家畜の所有者の責務	県内全域	中小規模農家を含めた家畜所有者、飼養衛生管理者、その他全従事者の責務の共有と遵守の徹底を早急に求められる。	計画期間内
豚	・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組	県内全域	豚熱発生予防	計画期間内
		県内全域	豚熱発生予防	計画期間内
鶏	・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・毎日の健康観察 ・特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	県内全域	鳥インフルエンザ発生予防	計画期間内
		県内全域	鳥インフルエンザの早期発見・まん延防止	計画期間内
		県内全域	鳥インフルエンザの早期発見・まん延防止	計画期間内

令和6～8年度 サーベイランススケジュール

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ブルセラ症	清浄性の確認	県下一円	4月～3月	乳用牛・繁殖用肉用牛	抗体検査：急速凝集、ELISA、CF
牛	結核	清浄性の確認	県下一円	4月～3月	乳用牛・繁殖用肉用牛	抗体検査：皮内反応
牛	ヨーネ病	感染牛摘発と清浄性の確認	県外導入牛は県下一円 共進会出品牛 発生農場の清浄度確認	4月～3月	乳用牛・繁殖用肉用牛	抗体検査：ELISA、皮内反応 抗原検査：PCR法、分離
牛	牛海綿状脳症	定型牛海綿状脳症の清浄性確認 非定型牛海綿状脳症の発生状況の監視	県下一円	4月～3月	乳用牛・肉用牛	抗原検査：ELISA検査
牛	アカバネ病	各年度における流行の予察	県下一円	6、8、9、11月	乳用牛・肉用牛	抗体検査：中和試験
めん羊、 山羊	伝達性海綿状脳症	感染めん羊及び山羊の摘発	県下一円	4月～3月	めん羊、山羊	採材のみ
豚	アフリカ豚熱	国内への侵入及び発生の予察	県下一円	4月～3月	繁殖豚・肥育豚・子豚	抗原検査：PCR法
豚	豚熱	予防的ワクチンによる免疫付与状況確認	県下一円	4月～3月	繁殖豚・肥育豚	抗体検査：ELISA、中和試験
豚	オーエスキー病	清浄性の確認	県下一円	4月～3月	繁殖豚・肥育豚・子豚	抗体検査：ELISA、中和試験 抗原検査：分離、PCR法
鶏	鳥インフルエンザ	発生の予察	県下一円	4月～3月	採卵鶏・ブロイラー・ 種鶏、その他	抗体検査：ELISA 抗原検査：簡易キット、PCR法、分離

畜種	年度	指導内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
牛	R6	立入検査(含重点事項)	[Orange bar from April to March]												
	R7	立入検査(含重点事項)	[Orange bar from April to March]												
	R8	立入検査(含重点事項)	[Orange bar from April to March]												
豚	R6	立入検査	[Orange bar from April to January]												
		侵入防止柵・防鳥ネット点検・指導	[Orange bar from April to March]												
	R7	立入検査	[Orange bar from April to January]												
		侵入防止柵・防鳥ネット点検・指導	[Orange bar from April to March]												
	R8	立入検査	[Orange bar from April to January]												
		侵入防止柵・防鳥ネット点検・指導	[Orange bar from April to March]												
鶏	R6	立入検査(含防鳥ネット指導)	[Orange bar from April to October]												
		報告徴求	[Orange bar from April to March]												
	R7	立入検査(含防鳥ネット指導)	[Orange bar from April to October]												
		報告徴求	[Orange bar from April to March]												
	R8	立入検査(含防鳥ネット指導)	[Orange bar from April to October]												
		報告徴求	[Orange bar from April to March]												